



一般社団法人Smile  
Smile学童クラブ

(重要事項説明書)





当事業所が提供する学童保育の内容に関し、利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	一般社団法人 S m i l e
主たる事務所の所在地	横須賀市久里浜 2-13-6 第一杉田ビル 3 階
電話番号	046-894-8884
代表者名	小島正嗣

2. 学童保育の提供時間

時期	通常保育時間	延長時間帯
通常時間（月～金）	学校放課後～18:30	18:30 以降(21:00 まで延長)
土曜日	7:30～18:30	18:30 以降(21:00 まで延長)
長期休暇・学校休業日・振替休日	7:30～18:30	18:30 以降(21:00 まで延長)
日曜日、祝日、年末年始	閉所	

3. 会員種別

通常会員	開所日であれば自由に利用が可能。
	『4.利用料金』のレギュラーの保育料を毎月 27 日に引き落としいたします。
季節会員	利用の都度、前日までに日を指定して利用。 ※主に長期休みのみ利用される方が登録されます。
	『4.利用料金』の季節会員の保育料は利用月 9 月、2 月、5 月の 27 日に引き落としいたします。

4. 利用料金

(1) 会員別利用料等

入会金（入会時のみ）		10,000 円	
通常会員	神明小学校	1,2 年生	16,000 円/月
	明浜小学校	3,4 年生	14,000 円/月
	久里浜小学校	5,6 年生	9,000 円/月
季節会員 ※長期休み期間中に会員 種別の変更はできません。	共通	夏休み(7月,8月)	25,000 円/2 ヶ月
		冬休み(12月,1月)	20,000 円/2 ヶ月
		春休み(3月,4月)	20,000 円/2 ヶ月
		※該当月のご利用についての日割り計算は行っておりません。 ※予めご利用予定の長期休みをお伝えください。	

通常会員は、会員種別の変更は月ごとに変更が可能です。申請した翌月から適用します。

必ず“コドモン”にてお知らせください。

減額制度

入会金(入会時のみ)	きょうだい 2 人目以降	5,000 円（卒業生も含む）
会費	ひとり親家庭	-5,000 円/月（行政補助）
	きょうだい 2 人目以降	-5,000 円/月（行政補助）

## 延長料金

18:00 以降	60 分間につき 500 円
----------	----------------

18:00 を過ぎての保育を延長時間帯とし、「延長料金」として請求します。500 円/60 分とし、1 時間毎の上限金額を 2,000 円（※1）とします。

18:00 以降 延長時間帯	1 時間毎の料金	単発延長請求料金			1 時間毎の月額 上限請求料金-※1
		18:30-19:30	19:30-20:30	20:30-21:00	
18:30-19:30	500 円	500 円			2,000 円/月
19:30-20:30	500 円	1,000 円			2,000 円/月
20:30-21:00	500 円	1,500 円			2,000 円/月
21:00 以降 閉所					

→18:00～19:00 の延長料金上限：2,000 円

→19:00～20:00 の延長料金上限：2,000 円

→20:00～21:00 の延長料金上限：2,000 円

例) ● 5 日間 18:30 分にお迎えの場合・・・500 円×5 日=2,500 円 →上限を上回っているので 2,000 円

● 5 日間 19:30 分にお迎えの場合・・・1,000 円×5 日=5,000 円 →上限を上回っているので 4,000 円

18:00～19:00 の時間帯は 1 時間毎の上限請求料金になるので 2,000 円の請求-①

19:00～20:00 の時間帯も 1 時間毎の上限請求料金になるので 2,000 円の請求-②

①+②=4,000 円の請求

● 4 日間 19:30 にお迎え、1 日 20:30 にお迎えの場合・・・1,000 円×5=5,000 円 →上限を上回っている  
ので 4,000 円-①

20:00～21:00 の時間帯は 500 円×1 日になるので 500 円の請求-②

(ア) 月の途中入所・退所となった場合でも 1 か月分をご負担いただきます。日割計算はいたしません。

(イ) 退所届の提出がなく、自己の都合により月の利用が一度もなかった場合でも登録されている会員種別の料金をご負担いただきます。

## (2) その他の費用

(ア) 夏期休暇などの行事参加等の費用は別途請求させていただきます。

(イ) 夏期・冬期休暇では注文弁当を行います。こちらも注文された金額を保育料と一緒に請求させていただきます。

(ウ) 習い事で使う教材費も別途請求させていただきます。

※習い事については別途説明

## (3) 保育料の支払い方法

保護者が当学童クラブに支払う保育料の支払い方法については、説明会および見学時に配布する「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を施設へご提出いただきます。口座振替による翌月 27 日引落しです。もし、何らかの理由で引落としができなかった場合は翌月に合算して引落しもしくは現金でのお支払いをお願いさせていただきます。(4 月の保育料は 5 月 27 日引落し)

## 5. 学童保育の利用方法

### (1) 利用開始

- (ア) 当学童クラブに配布書類一覧で指定されている書類を郵送または直接学童までご提出をお願いします。  
入所希望の児童に障がいがある場合は、療育手帳、障がい者手帳の写しを、保護者が介護や看護、育児等で保育ができない場合は、それを証明する指定の診断書・申立書または医療機関の書式を添付して提出してください。(Smile学童ホームページより様式を印刷する事ができます。)
- (イ) クラブの習い事を希望される場合は、「④習い事用申請用紙」を必ずご提出下さい。
- (ウ) 2年生以上は一人帰りができます。ご希望される方はかならず「③一人帰り申請及び同意書」をご提出ください。提出されるのを確認できたら、一人帰り開始となります。
- (エ) 次年度も学童保育を希望される場合は、更新申請をしていただき、その申請内容により引き続きご利用いただくことが可能となります。
- (エ) 保護者が就労先を変更した場合、変更後の就労証明書を速やかに提出してください。

### (2) 退所について

- 学童保育を退所する場合、次に掲げる理由により学童保育を退所する事ができるものとします。なお、退所届については学童保育の終了を希望する日の原則1か月前までに提出してください。
  - ◇ 他の学区へ転校した場合
  - ◇ 同居家族が就労しなくなった場合
  - ◇ 児童もしくは保護者の意向により退所を希望する場合
- 当学童クラブの都合で学童保育を終了する場合  
入所時に提出した「②同意書及び確認書」に該当する行為もしくは違反する行為がみられたとき、または新たな保育基準が制定され、その基準に該当しない等、やむをえない場合は、学童保育を退所していただく場合があります。その場合は学童保育終了日の30日前までに、文書により保護者に通知します。
- 次の場合は、学童保育は退所となります。
  - ◇ 新年度更新時、保護者が期限内に継続申請を提出しない場合
  - ◇ 保護者が学童保育の利用料金を正当な理由なく三か月以上滞納し、催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、及び保護者が当学童クラブに対して必要以上に保育の妨げをする行為を行った場合は、文書で保護者に通告することにより、直ちにこの学童保育を退所させていただく場合があります。
  - ◇ 自然災害等の発生により、学童クラブ運営が困難になった場合。

### (3) 会員種別の変更および休会

- (ア) 家庭の都合により、利用会員種別を変更したい場合は、変更利用希望月の1か月前までに、コードモンを通して施設責任者まで必ず連絡を入れてください。  
申請があった翌月より、会員種別の変更を適用させていただきます。当月の変更はできません。
- (イ) 休会が利用できる単位は1か月単位とします。また年内3か月間(累積)の利用が可能です。それ以上の休会を希望される場合は定員の都合上一度退所していただくこととなります。

## 6. 学童保育の内容

- (1) 遊びを通じて児童の自主性および社会性の向上を図ります。
- (2) 児童の自主学習に対する援助を行います。
- (3) 児童の安全および健康管理を行います。
- (4) 児童の保護者、小学校および地域、行政との連携を図ります。
- (5) その他児童の健全な育成を図るために必要な措置を講じます。

## 7. 緊急時の対応

学童保育中の怪我や病気等身体に変化があった場合は、保護者へ連絡すると同時に必要な場合は救急病院等に受診することがあります。

## 8. 出席停止

インフルエンザ、コロナ等の感染症の病気にかかった児童は、医師の診断による許可がでるまでクラブへの出席を停止とさせていただきます。また、出席停止期間は感染状況等により変化することがあります。その場合、都度通知させていただきますので、その基準を遵守していただくようお願いいたします。

## 9. 虐待防止のための措置

- (1) 当学童クラブは、利用する子どもの人権擁護・虐待防止のために必要な体制を整備し、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、虐待防止に必要な措置を講じます。
- (2) 職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、横須賀市、児童相談課や児童相談所等の適切な機関に通報します。

## 10. 苦情処理

保護者は当学童クラブの学童保育活動について、いつでもご意見を申し立てることができます。保護者は当事者に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口	一般社団法人 S m i l e
電話番号	代表直通 080-1077-9645
メール	smile.club.2024@gmail.com

## 11. その他

お子さんのことについて相談したいことがあるときには、随時個人面談・個別相談を行います。小さなことでも気になることがありましたら、ご相談下さい。

# 保育の説明

## 1. 通常保育時

- (ア) 放課後～保護者がお迎えに来るまでの間、保育を致します。(最長 21 時)
- (イ) 1 年生は 4 月から 5 月連休明けまで、支援員が学校までお迎えにいき学童を利用する児童を集めて、集団で学童へ向かいます。

慣れないうちは、学童利用の日に間違ってしまうトラブル、学童お休みなのに学童に登所してしまう間違いがおきます。お子さんへは毎日「今日は学童だよ」「今日はお家に帰ってくるんだよ」と声がけを必ずお願いします。その際、明日や明後日など先の事は伝えないでください。記憶違いをしてトラブルの原因になります。  
登所確認カードも入所時に配布いたしますので、ランドセルに付けてご活用下さい。

- (ウ) 登所後は順次、学校の宿題・課題に取り組みます。宿題・課題が終わり次第自由遊びに順次はいります。

### 出欠席、お迎え時間変更の連絡について

- 【通常授業時】 学校終業後順次登所の日、お迎えは原則 17:00 以降でお願いします。
- 【学校休業日】 9:00 までの登所をしていただき、お迎えは原則 17:00 以降でお願いします。
- 通常会員で登録されている方は、欠席の場合は必ずご連絡をお願いいたします。  
学校をお休みした場合でも学童への欠席連絡は必ずお願いします。
- 季節会員の方はご利用の長期休み期間で欠席する場合は必ずご連絡をお願いいたします。  
※ご家庭での習い事などで決まった曜日をお休みする場合は、事前にコドモンから「毎週〇曜日をお習い事でお休みします。」と、ご連絡をお願いします。
- 保育中の当日に関するご連絡はお電話にてお願いいたします。  
※保育が始まってから、当日の連絡を確実に“お受けする”には電話連絡をお願いしています。

### 学校からの宿題・課題について

- 学校から出された宿題・課題に取り組む学習タイムを設けていますので、学童クラブで宿題をすることをご家庭で約束してください。(音読、プリント等)
- タブレットの課題は学童のインターネット環境状態の都合により、取り組むことができない場合があります。
- 学童の習い事を受講されている児童は習い事を優先して行いますので、宿題・課題に取り組む時間がとれないことがあります。
- 長期休暇の時、行事等がある場合は行事を優先させますので、宿題・課題に取り組めない日があります。
- 職員が取り組みの様子を見守り支援していきますが、宿題の範囲をはじめ、丸付けや答え合わせなど家庭でおこなって下さい。学習の習熟度や文字の書き方についても、是非ご家庭で支援・指導して下さい。

## 2. お迎えについて

- (ア) お迎えの方が変わる時には必ず連絡をお願い致します。確認がとれない場合は引き渡しできません。お迎えに関わる人は必ず入所申込書に名前を記入し"コドモン"でお知らせください。又、お迎え時間の変更の際もご連絡をお願いいたします。
- (イ) 地域の方のご協力の元運営しておりますので、学童近隣または路上駐車は絶対に行わないでください。

Smile 学童クラブ駐車場 久里浜 2-12-2 アランバル八幡駐車場 No3

久里浜 2-3-2 長島駐車場 No1

### 3. 4月からの利用について（重要）

- 学童は4月1日からご利用いただけます。必ず保護者が送迎をし、子どもの受け渡し時は職員へ必ずお声がけ下さい。**入学式・始業式前までには1度は学童へ登所し、職員へお子さまの顔がわかるようにして下さい。**
- 入学式・始業式前までに1度も学童へ来ないまま、学童利用を希望されても、お子さまの顔がわからず学童へ連れてくることになり、お子さまが不安になったり、事故の原因になりますので必ず4月1日～入学式・始業式前までに学童へ登所していただくようご協力をお願いいたします。（短時間登所でも結構です。）
- 4月1日～入学式・始業式前に登所する日は事前に“コードモン”にて登所する日をご連絡願います。

### 4. 持ち物について

学童クラブには共有ロッカーがあり、子ども達はそこにランドセルなどの荷物を入れて使います。職員は勉強道具や荷物の扱いについて適宜支援・指導をしていきますが、基本的には自分の物は自分で管理し整理整頓をします。そのために、保護者の方にはすべての**持ち物に記名**をお願いしたいと思います。ご理解とご協力をお願いします。

#### 【着替えについて】

- ・学童クラブの着替えを貸し出します。洗濯して後日返却してください。
- ・下着（パンツ）は買い取りとなります。同じサイズの未使用の新しい下着を学童クラブまでお持ち下さい。
- ・頻繁にお漏らしをする心配がある場合は、職員までご相談下さい。着替えを常時保管するなどの対応を取ります。

### 5. 忘れ物をしないために・忘れ物があった場合

- ◇ 1年生のうちは、お迎えの時に玄関で持ち物の確認を一緒にしてください。
- ◇ 学校の宿題や連絡帳、翌日に学校で必ず使う物については、保護者へ連絡いたします。基本自宅へ届けることはしません。開所時間内に取りに来てください。
- ◇ 学校に忘れ物があっても、学童保育中に取りに行くことはできません。

### 6. 小学校引き渡し訓練の日の学童（年2回程度）

【神明小学校】 原則保護者様の引取りとなります。

- 学童利用の場合 →保護者様での引取り後に学童へ登所してください。
- 学童お休みの場合→学校へお迎えをお願いいたします。

【明浜小学校】 原則学童での引取りとなります。

- 学童利用の場合 →学校の指示通りです。所属学童ごとに指定場所に集合し、学童単位で帰所します。
- 学童お休みの場合→学校→学童へと引き渡しが行われた後に、学童より保護者の方へ引き渡しとなります。（季節会員の方は原則欠席扱いとします）事前に引き渡し方法の確認をし、周知させていただきます。

### 7. 食事の提供について（昼食、おやつ、夕食）

昼食・夕食のいずれかのサービスをご希望の方は、“コードモン”にてお申し出ください。提供する内容は外注のお弁当業者への委託か、職員の手作りとなります。

提供内容		料金	ご利用の場合は事前にご注文をお願いします。また、アレルギーがある場合は事前に申請書へ記入してください。
昼食	お弁当	600円	
おやつ	スナック菓子、手作り等	無償(保育料に含む)	
夕食	お弁当	600円	

おやつは購入した既製品か手作りおやつを日によって提供しています。もし、子どもがその日に提供されたおやつをアレルギー以外の理由で食べなかった場合は、代替のおやつは用意いたしません。偏食等による理由でおやつを持ち込みしたい場合は必ず職員までご相談下さい。また、この場合による保育料の減額はありませぬ。



## 8. 食物アレルギーについて

食物アレルギーをお持ちの方は、入所前に必ずご連絡下さい。入所申込書に記載欄があります。重篤なアレルギーがある場合は、個別で面談をさせていただき必要であれば「学校生活管理指導表」を提出していただく場合があります。

食物アレルギーのお申し出があった場合は、おやつをアレルギー対応とさせていただきます。

※完全除去によるおやつ持込の際は、おやつ代免除

## 9. 登所停止となる感染症について

学校が登校停止となる感染症（インフルエンザなど）と診断された時は、学校の登校停止期間は学童クラブも利用できません。病名と利用開始の目処をお知らせください。

## 10. 学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖中の学童利用について

学級閉鎖等は集団感染を防ぐための学校の判断です。閉鎖期間中は、健康であっても学童クラブを利用することができません。学級閉鎖対象児童のきょうだいは健康状態を判断した上で学童を利用することができます。

## 11. 自然災害（台風など）による学校下校時刻の繰り上げ・臨時休校などについて

(ア) 自然災害等で学校の下校時刻が早まる場合には、下校後に学童クラブを利用することができますが、状況によっては早めにお迎えをお願いします。

(イ) 自然災害等で学校が休校となる場合、閉所となります。上記同様、コドモンより通知が行きますので、ご確認下さい。

(ウ) 自然災害等で登校時間が繰り下げになった場合、朝の開所はしません。

(エ) 学校休業日も朝6時点で神奈川県下に暴風特別警報・暴風警報が発令されている場合、閉所とします。

## 12. 土曜日保育

(ア) 土曜日利用は利用週の一週間前までに“コドモン”にて利用の旨をお伝えください。

(イ) 1日保育の場合はお弁当（水筒）をお持ち下さい。お弁当はコンビニで購入やカップ麺でも構いません。

(ウ) 登所・帰宅方法は通常保育時と同様のルールです。

(エ) 一人帰りは2年生以上から可能です。「③一人帰り申請及び同意書」をご提出いただいた後の利用となります。

※学童から自宅までの距離が遠い場合、安全の観点から学童の判断でお迎えをお願いすることがあります。

## 13. 長期休暇（春休み、夏休み、冬休み）保育

(ア) 保育時間は「2. 学童保育の提供時間」の通りとします。

(イ) リュックを利用して登所して下さい。

(ウ) 毎日の持ち物は「課題・宿題、お弁当、水筒」は必ず持参してください。その他の持ち物は長期休暇前に通知をさせていただきます。

(エ) イベント・行事・お出かけ等が行われる場合は、事前に通知をします。

(オ) 行事の際の諸費用（交通費・入場料等）は別途経費を徴収いたします。

(カ) 交通費に関しては、電子マネー（PASMO や Suica）の利用は不可とします。切符代の金額を請求いたします。貸し切りバスを利用した場合は、当日の利用者人数で割ります。

(キ) 日々のお昼はご自宅よりお弁当を持参していただきますが、注文弁当も対応しておりますので、ご希望の方は長期休暇前に利用方法の説明がありますので、その内容をご理解の上お申し込み下さい。

(ク) 一人での登所・帰宅は2年生以上でかつ、「③一人帰り申請及び同意書」の書類が提出後から一人帰りが可能です。

14. 習い事について

- 当学童クラブでは、子どもの情操を伸ばすために学童保育時間内に習い事を組み込んでいます。受講を希望される場合は「④習い事用申請用紙」をご提出いただくようお願いいたします。また、季節会員は習い事を受講することができません。
- クラブでの習い事の受講料は無料です。材料費は別途下記を参照下さい。

曜日	習い事	教材内容、教材費	
月曜日	書道	書道セット、半紙、墨汁	200 円／月、書道セットはご家庭で準備
水曜日	英語	テキスト、ノート代	3,000 円（初回及び必要時）

※書道で使う半紙、墨汁は学童にて用意しますのでお持ちいただく必要はありません。

※書道セットは4月1日以降、事前に学童クラブへお持ち込みいただき、学童クラブへ置いたままでも構いません。すべての道具に名前を書いてください。お子様が自分の物か、友達のものかの判断できません。

※英語は半年に1回英検 Jr.の受験（3,000 円）が任意で受けられます。受験前に“コードモン”にてお知らせを配信しますので、受験の有無をお答えください。

15. 習い事を受けるにあたって

- 前項でも説明しましたが、習い事を受講すると学校の宿題や課題ができないことがありますので、学校の課題を優先したいご家庭は習い事を控えて下さい。また、『親は習い事をやらせたいけど子どもはやりたくない』という気持ちの違いで、授業に「身が入らない・真面目に受けない・授業の邪魔をする」等の行為が見られる場合があります。その場合は保護者へ状況をお伝えすると同時に習い事の授業を欠席していただくことがあります。
- 子どもより習い事を受けたくない訴えが出た場合は保護者へお伝えし、お休みするか、続けるかのどちらかの判断をご相談させていただきます。（日によってお子さまの気分次第で受講の有無を判断することは禁止とさせていただきます。）また、一度習い事を辞めてしまっても、改めて習い事を受講することは可能です。ご家庭でのコミュニケーションをたくさんとっていただき、普段の学童生活の子どもの様子をうかがうようお願いいたします。

# 保護者の方にお願したいこと

## 1. 宿題や課題について

- 子どもたちの習慣づけを意識して、声掛けを行っていきます。
- 成長していくにつれて、子ども自身で生活習慣を確立していける年齢に到達したら、自主性を尊重しながら、お子様の生活習慣づくりをサポートしていけるようにします。
- 年齢や、家のほうが集中できる等、お子様の様子に合わせて、保護者の方と話し合いながら、学童クラブでの宿題の量などを調整していきたいと思えます。
- 学習面で心配なことがありましたら、職員までご相談下さい。学校との連携、学校へ相談しにくい内容についてもご相談下さい。支援等、ご案内できることをお伝えします。

## 2. 友達との関わりについて

- 子ども同士のけんかは、子ども自身で解決させるよう促します。大人がすぐに介入することは避け、見守る姿勢を持つようにします。グループやクラスなど多くの友達と関わる集団生活の場において、小学生なりの人間関係が構築されトラブルが起こってしまうことは、ごく自然な出来事です。大人が過剰に介入すると子どもが人との関わりで得る様々な経験を奪うことになり、成長機会を妨げる結果となりかねません。
- 児童同士の喧嘩等が起きた場合、双方が落ち着いたら原因等の聞き取りを行い解決に努めます。激しい喧嘩や怪我を伴う喧嘩の場合は、お迎え時に双方の保護者に報告をします。口喧嘩のような場合は、上記で述べたようになるべく児童同士で解決できるように双方に和解を促します。職員が介入しない訳ではありません。出来る限り児童が納得して和解するように努めますが、職員が気が付かないところでわだかまりが残ったまま帰宅する場合があります。そのような日はご家庭にてその日にあった出来事や不満などを、お父さんお母さんにお話をするかと思えますので、その時は、子どもの話をじっくり聞き、寄り添ってあげることで次の学童へも気持ちよく来ることが出来ると思えます。学童との情報共有とお子さまへのサポートをよろしく願います。
- いじめと判断された時点で「許されない行為」として、大人を交えて対応していきます。
- 学童での指導にお子様は納得をしていないと感じた時は、ぜひ職員へお知らせください。

### 保護者の皆様へ

学童クラブは、保育園・小学校同様に集団生活であります。過ごしていく中で様々な事が起きます。楽しい時、悲しい時、嬉しい時と様々ですが是非保護者の方々と共有をして保育活動にご理解ご協力していただけると幸いです。又、学童では学童のコミュニティーやルールがあります。保育園や小学校とは違ったルールもあるかもしれません。どうか、学童クラブも一つの社会と認めていただきたいと思います。思っております。

その為に私達職員一同、信頼関係構築に努めて参ります。

一般社団法人 S m i l e  
小島正嗣